

県民からの意見を条例に反映させる仕組みについて

第 1 段階（条例の骨子の作成のための意見の募集 平成 18 年 4 月～ 12 月）

ワークショップ（平成 18 年 7 月～ 9 月）

- ・ワークショップの運営は、指名型プロポーザル方式により特定非営利法人高知 N P O に委託することを決定
- ・ワークショップの運営方法（案）は、別添のとおり。

シンポジウム（平成 18 年 11 月）

- ・シンポジウムでは、ワークショップなどで県民の方から頂いたご意見や検討会で作成した条例の骨子案などを示すことにより、その後の県民の議論を深め、条例の骨子の作成につなげていくことがねらい。

郵送、ファクシミリ、Eメールでの意見の受付（平成 18 年 4 月～ 随時）

団体等からの意見聴取（平成 18 年 8 月頃～ 随時）

第 2 段階（条例の骨子案に対する意見の募集 平成 19 年前半）

パブリックコメント（ホームページ、広報）

県民との意見交換会

第 3 段階（条例案に対する意見の募集 平成 19 年後半）

パブリックコメント（ホームページ、広報）

条例づくりの進捗状況については、県危機管理課のホームページ上で、検討会の検討経過、骨子案の公開、条例案の公開、パブリックコメント、イベントの開催周知等を行う。